

第7回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成17年10月2日（日） 13:00～16:00

会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第6回協議会の結果
- (3) 自然再生全体構想案について
- (4) 今後の進め方
 - ・ 自然再生協議会全体スケジュール
 - ・ 第8回協議会の進め方（案）
- (5) 現地見学
- (6) 閉会

◆議事要旨：

1. 自然再生全体構想案について

- ① 自然再生全体構想案（素案）を文言の修正を残し、了承する。
- ② 「はじめに」の自然再生協議会についての説明文章を「大きく損なわれている」という表現を残し、文言の修正をする。
- ③ 参考資料に、対象地区の事業の履歴を整理した資料を追加する。
- ④ 設置要綱の「土浦市及び霞ヶ浦町」を「かすみがうら市」に変更することを、平成17年10月2日付で決議したものとする。
- ⑤ 協議会での意見を基に修正した全体構想案（素案）を、次回協議会の前に委員に確認用として送付する。

2. 今後の進め方

- ① 協議会での意見を基に事務局が修正した「自然再生全体構想案」を、次回協議会冒頭で確認していただく。
- ② 次回第8回協議会は、11/27（日）に開催する。今後、実施計画策定に移行するにあたり、事務局で当該地区の基本資料や基本情報、また課題等を整理し、それらを提示した上で、意見交換を行なう。

以 上

第7回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

議事録

日時：平成17年10月2日

・13:00～14:00

霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

・14:00～16:00 現地見学

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は第7回自然再生協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

前回第6回は、自然再生の全体構想の原案について議論をいただいたところです。以降、9月11日には、西廣先生による霞ヶ浦の湖岸植生に関する勉強会と懇談会を開催したところです。

本日は、全体としては会場で1時間程度議論して、前回から議論しております全体構想についてご確認をいただければと思っております。

全体構想を決定した後は、皆さんとともに事業計画をつくる段階になりますので、まず現地を見て、これから事業計画を立案していく上で、事業展開の図れる場所がどうかや、施工する上での課題など、いろいろなことが出てくると思います。皆さんが事業計画を立てる上で参考になると思っておりますので、前段で議論した後、現場を見ていただくことをご案内しているところです。つきましては、今回、皆様のご議論により全体構想についてご確認できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会】

本日のスケジュールですが、会議を1時間程度、その後、2時間程度現場を見ていただく予定です。

今回もできるだけ多くの方にご意見をいただきたいと思っております。円滑な議事の進行にご協力をお願いします。それでは、前田会長に議事の方をお願いしたいと思います。

2. 第6回協議会の結果

【前田会長】

それでは、議事に入ります。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局（平野課長）】

それでは資料の説明を致します。

まず、資料-1、第6回協議会の議事要旨、議事録をごらんください。

○第6回協議会の結果について資料説明

3. 自然再生全体構想案について

【事務局（平野課長）】

続きまして、資料-2及び全体構想案（素案）をごらんください。

○自然再生全体構想案について資料説明

資料の説明は以上です。

【前田会長】

もう一つ、開会前の議論で、1ページの前の方へこれだけの文章を挟むと、本文3行目の「このため」というところのつながりが悪いため、この部分を変えたいという話がありました。西廣委員、説明してください。

【西廣委員】

今の話の内容は、別紙で配られた、右肩上に「順番入れかえ」と書いたものについてです。「田村・沖宿・戸崎地区全体構想の作成にあたって」の中で、一番上の段落で、霞ヶ浦全体にかかわる流域の開発や湖岸の整備について述べられている。次の段落では、いきなり具体的に、この田村・沖宿・戸崎地区において湖岸環境の再生を図るといふ、この両方をつなぐ言葉として「このため」といふと、別に大きな問題にこたえる事業ではないと思うので、例えば「このような状況を踏まえ、本事業では市街地からのアクセス性にすぐれ」のようなつなぎにした方がより適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（平野課長）】

これは事務局のミスで、今おっしゃられた文章を載せる予定でしたが、修正が間に合っておりませんでした。もう一度整理しますと、「このため」というところを削除し、「このような状況を踏まえ、本事業では」といふ言葉に変えたいと思います。

【前田会長】

この赤字入りのものは、皆さん、既にお目通しと存じます。後から配られた修正の修正というものは初めて目にすると思いますが、これを含めまして、大きな問題点がなければ、法定の部分は本日をもって決め、参考資料から先の具体的なものは、この後、また議論をしながら固めていくという方向で進めたいと思います。

ただいま、事務局から説明があった修正を含め、この「素案」という字と赤い「案」という字を取り、これを構想とするということについて、ご了承いただけるかどうか、ご意見を賜ります。いかがでしょうか。

【高村委員】

差しかえで加えられた文章ですが、3行目の「湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然環境にも大きな影響が及んでいる」。大きな影響が及んでいるというのは、悪い影響か、いい影響か、両方あるのではっきりとすべきだと思います。

利便性が向上した一方、こういう問題がある。その後は、関係が薄れているというのは悪いことだとわかりますが、多様性は何でも大きな影響を及ぼす。悪い意味でもいい意味でも影響があるといえれば影響があるわけですから、その辺はもう少しはっきりとして、この自然再生事業の動機づけのところなので、もう少し工夫した方がいいかなと思います。

【前田会長】

平井委員、今の高村委員の話についてコメントはいかがですか。

【平井委員】

これは、私ども専門委員の方で発議をして先ほど書き直したばかりで、文章が練れていないところもあると思いますが、もとの文案を見ていただくと、「現状では、湖岸の自然環境が大きく損なわれている」、これは皆さんの一致した認識です。この認識に立ち少し詳しく書いた方がいいということで、埋め立てや開発事業が入ってきて、これを「利便性が向上した一方」という言葉で受けています。要するに、大きな影響が及んでいるということは、もとの文章にある自然環境が損なわれたということを含意しているということで、一々水質や水位、堆積物がどうだと書くのは、全体構想の「はじめに」としては細か過ぎるので、大きな影響が及んだとまとめました。

【高村委員】

細かいことを書けといているのではなく、もとの「自然環境は大きく損なわれている」をそのまま入れてはだめですか。最初の文案で、「現状では、湖岸の自然環境は大きく損なわれている」というふうな認識が、変えたことによって、ぼやけている気がします。

【前田会長】

もっと強く、例えば「大きな」を「甚大な影響」とすると、普通、悪い方ですよ。

【高村委員】

だから、「損なわれている」という言葉を削って、どうして「大きな影響が及んでいる」としたのか。「損なわれている」でしたらネガティブな影響だからよくわかりますが、逆に、何か恣意的にぼやかしているような気がして。認識をしっかりとした上で自然再生事業をするわけですから、そういう認識は一致しているのではないのでしょうか。そう書くとまずいのでしょうか。

【前田会長】

事務局、どうですか。

【事務局（奥秋副所長）】

おっしゃるとおりですので、事務局としては、もともとの「現状では、湖岸の自然環境は大きく損なわれている」、この言葉を生かす方向にしたいと思います。

どう生かすかといいますと、「また、人との関係も薄れてきている」というところで、「このため」の前に「当該地区においても湖岸の自然環境は大きく損なわれている」とする。で、「市街地から」と、当該地区の状況に行くという形で、霞ヶ浦全体の状況として、治水、利水に向上した一方、大きな影響が及んでいる。で、当該地区においても、原文を生かして、現状では自然環境は大きく損なわれているので自然再生を図ることにしたという形で、次のパラグラフの頭につけるということでいかがでしょうか。

【前田会長】

「当該地区」というのは、当該がまだないので……

では、皆さんに伺います。高村委員がおっしゃられた、明確に「損なわれている」という文言をどこかに入れてほしいというご要望と承ったとし、それに反対の方はいらっしゃいますか。

反対の方はないようですので、事務局、今いわれたことを文言上の問題として整理し、これを挟んで、明確に「損なわれている」という言葉が入るように作文をし、その結果を皆さんに再度お配りして了承いただく。事務局がそうしたとして、この部分についてはご了承いただけますか。

【荒尾委員】

今の提言にかかわる意見ですが、湾奥部の石田地区から、田村・沖宿地区、根田地区まで、既に個別に自然再生事業が過去に行われてきています。ですから、いろいろな再生事業がこの地区では伝統的に地域的に行われている、という認識があってしかるべきではないか。

今回の自然再生事業においても、各自然再生施設で既に構築されてきているテーマを踏まえ、その中で多様性と連続性ということで、既に集積されている関連した石田地区から根田地区までの過去に行われてきた事業も、再評価することが必要ではないか、という意見です。

【前田会長】

ただいまの意見については、まず自然再生事業はこれまで行われておりません。これは法律の問題でのごとく、しかし、湖岸でいろいろ事業がやられておりますが、これは耐震護岸などの、護岸上の問題です。このような当該地区におけるこれまでの工事あるいは事業は、参考資料に入れてありますか、事務局。

私が見たところ、そのようなまとめはない気がしますが、図面の中には入っている部分もありますね。やはり問題とする地域ですから、これまでの履歴をまとめた参考資料を入れていただくことは可能ですね。そのように対応していただきたいと思いますが、その点についてはよろしいでしょうか。

これは法定の話とは別で、参考資料で整理するというところで処理したいと思います。

【植田委員】

阿見の植田でございます。

法定について、今日で全体の骨格を決め、次回第8回にそれをフォローアップする形で詳細のことをフォローするというステップで進める、そのように私は理解しましたが。

【前田会長】

8回ではなく、8回以降ですね。

【植田委員】

その前提のもとで、本日の全体構想の法に基づいた枠の中で、要するに、環境管理や環境モニターという言葉が大前提にあって、それに関係する、例えば維持管理や施工管理、モニター等、そのようなことには全く触れずに、我々が役割分担を受け持つスタンスになっています。それ自体は、結構なことだと思いますが、おのおのの考える意味が全部違いますよね。ご承知のようにコントロールもあれば、ハンドリングもある、マネジメントもある。アンケートに答えている人にもそういう混同が多くありますね。

もっと端的に言えば、順応管理でさえも、その用語はみんな一致していないわけです。そういうことは、用語としてわかっているという前提のもとで、本日全体構想を決めて、その後に補正なりフォローアップしていくという理解で我々はいっているのか、ということを確認させてもらいたい。

【前田会長】

実は、今いわれたように、具体的にどうやっていくのか、私たちは何も決めていません。お題目のようなものを、これまでやってきたわけです。管理とは何か。実際上はどうつくっていくのか。再生といってもイメージは、みんな違うと思います。具体的にどうするのかは、可能なことはこんなことだろうということを、当事者の国交省でベースになるデータを出してもらい、それをもとに、まず我々は何を望むかということを議論していく。望んだものができていくためには、それを面倒見ていかなければならないので、どのように面倒見ていくか。これは、これから先の議論で、みんなで納得づくで進めていく。

したがって、この会は終わらない。今日決めるのは、ただ、法律で決められている、これだけの紙をつく

って大臣に出しなさいといっているもの。それについて細かいところまで決めてからということになると、仕事が進まない。大臣に出してしまうと、実際に進めてみて、後で変えようというときに、細かいところを全部また修正しなければならなくなる。したがって、できるだけ精神論的なものだけで固めておいて、具体的なことは、やりますよといいながら……。考えようによっては変な話ですが、一つ一つはこれから先詰めていく。まず入り口のところだけ突破してしまおうという考え方です。

【植田委員】

わかりました。大いに賛成です。要するに、フィードバックするチャンスを必ず配慮してほしいということ意見を意見として申し上げておきます。

【前田会長】

そのために、12 ページ、矢印のついたフロー図は、本文の中に入れました。

【沼澤委員】

12 ページのフロー図ですが、できれば追加をお願いしたいと思います。環境モニタリングは、このフロー図では、③の維持管理等の中に含まれております。ですから、施工の後の環境モニタリングとして、こういうふうに変化が環境が変わりました、生物が増えた減ったを調べることが含まれていると思いますが、それをやるにしても、施工の前と比較してどうなったかということ調査する必要があると思います。そうしますと、施工の前に事前の環境モニタリングを行っておく必要があると思います。

言うまでもなく、比較的大きな開発行為では、環境アセスメントが法的にも義務づけられているわけです。今回、開発行為なのか、自然再生なのかは、おきまして、事後の環境モニタリングの結果を評価する上でも、②の施工の前に環境モニタリングを入れる必要があると思います。

その理由は、植生等に関してはかなり資料がありますが、水質やプランクトン、底性生物（ベントス）、魚類、特に産卵状況等、このようなデータは、この地区においてはほとんどないのではないかと思うからです。その意味で、できれば、今後、春夏秋冬と季節ごとに1年間程度にわたってモニタリングすることを提案します。

これを入れると、全体のスケジュールが1年ぐらいうずれることになり大変なことなのですが、全国各地の自然再生事業にも影響を与えることだと思えます。少なくとも霞ヶ浦においては事前のモニタリングという作業を入れる必要があると思います。

【前田会長】

これは、環境省で出しているパンフレットをそのまま並べているのですよね。うちで急に考えついたものではないですよね。モニタリングという言葉は、環境省が出しているパンフレットそのままだと思うのですが、この絵にはかいてないが、事業実施計画を立てるに当たっては、沼澤委員のいわれたことは踏まえるのは当然であるという議論は前にもありました。先ほども議論になりましたが、例えばワカサギの産卵状況の調査は前にやってあります。それから、水資源機構のモニタリングでこの中に1本線が入っていませんでしたか。

【水資源機構】

ここは、フォローアップ調査の中には入っておりません。

【前田会長】

何かこの辺にありましたよね。

【水資源機構】

志戸崎の方で、定点調査はっております。

【前田会長】

植生調査や、何かゴミまで拾ったのは、ここの中にあるですか。

【水資源機構】

緊急保全対策も根田のところですから。

【前田会長】

根田まで行ってしまいますか。

【水資源機構】

はい、根田と志戸崎のところのデータはありますが。

【前田会長】

この地先自体はないということですね。

【水資源機構】

はい、維持浚渫のための航路調査のデータの地形の絵程度はあるかもしれません。

【前田会長】

それはありますね。

実は、一遍に事業を始めても、全体が潰れていくような仕事はしないので、話が進みながら、このあたりは踏まえていく。そのような姿勢は事務局にあると考えてよろしいですか。

【事務局（奥秋副所長）】

おっしゃるとおりでして、当然、事前のモニタリングも必要です。ただ、今回事前で1年、全部やらないと、それまで一切手をつけないかということ、そうではない部分もあると思っておりますが、基本的には、沼澤委員がおっしゃるように、自然再生事業を実施するに当たって、当然、事前のモニタリングを実施して、その事業のモニタリングをして、というループになっている。パンフレットに書いてある、その思想はそのとおりだと思っております。

それで、実際のやり方としては、実際の実施計画の中でのご相談になるかと思っておりますが、当然、その思想はこれに入っているという認識です。

【沼澤委員】

思想が入っていることは理解できましたが、具体的に考えると、この地区の環境もここ数年で変わってきていると思います。いろいろ消波施設等もできております。そうすると、溶存酸素等の分布も変わってきているという気がしますし、底質への影響も、例えば粗朶の断片の流出なども観察されておりますので。そうすると、直前のという意味でのモニタリングが必要だろうと思います。

ワカサギの産卵状況の調査がいつやられたのかわかりませんが、粗朶の流出等、あるいは水域の溶存酸素の不足などで、ワカサギの産卵にも影響を与えている可能性もあるわけです。そこで、直前の、今後1年間くらいの調査はぜひとも必要と私は思います。

【前田会長】

それは、ご意見として承っておきます。そして、基本構想自体の問題ではありませんので、精神の部分は入っているということで、本日は処理します。

【沼澤委員】

国交省のお手本のフロー図には入っていないようですが、今後、ぜひ入れるべきです。釧路湿原であろうが、

どこでも。

【西廣委員】

精神でということでは不安があると思いますが、ただ、事前調査、事後調査でどういう調査をするのが適切かというのは、本当は計画と同時に考えるべきことなのですね。計画で考えている仮説が、本当に予想のとおりのおこりが起きているのか、間違っているのか、これをちゃんと検証できるような事前調査、事後調査を考えなければいけません。

ですから、ただ精神というだけではなく、次回以降、具体的な計画を打ち合わせしていくことになるわけですが、その計画を相談する段階で、その中で事前調査、事後調査の内容についても決めていくということをお約束してもらえれば、安心して進めるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【前田会長】

12 ページのフローの実施計画をつくるに当たっては、当然、現状把握、それから計画があるわけですから、この中には、西廣委員がいわれた部分、そういうことをやるならば、こういうことを調べておかなきゃいけないというご意見は当然あるかと思いますが、その中でそれを可能、不可能と事務局からいって頂きたい。あるいはだれがやるかもあります。ここは論議の上でそれを詰めていくという手順で進んでいくということをおここで確認したいと思いますが、事務局、確認されて困りますか。

【事務局（平野課長）】

結構でございます。

【前田会長】

全部を無理に押しつけるつもりはありませんが、少なくともそういうつもりがあるということです。したがって、我々の方では、逆にいうとそういうことを要求というか、考える、相談する余地は常にあるということをおここで確認しておきたいと思います。

【沼澤委員】

こういう自然再生事業は、前提として、これは善であるという思い込みが我々の中になかなかないんです。結局、何か事業や調査をする場合、バイアス、予断が入ってしまいますと、結果にも影響してきます。ですから、科学的にきちんと結果を評価する上でも、予断や思い込みを排して、本当にいいのか、自然再生になっているのかどうか。自然とは何かということまで含め、客観的に、我々メンバーとしては科学的な姿勢でやる上では、実施計画の中に既に入っているといえば、それでも結構ですが、姿勢として、我々の頭の中、一人一人の中に、科学的に進めるんだということをお認識しておくべきだと思います。

【高村委員】

沼澤委員がいわれたこと、科学的な順応的管理をするにしても、事前の状況がわからずに評価できないので、それはぜひやっていただきたいと思います。

一点だけ心配なのは、フィードバックが、自然再生事業実施計画に戻りされますよね。ここで割と早目につくった全体構想が、全然変えられなくて、見直しがきかないものになってしまうといいのかという心配が少しあります。

【前田会長】

これで進めて、齟齬を来すような事態になった場合には、当然、構想自体を見直して、仕切り直しを迫られる場合もあり得るのかもしれませんが、構想に戻ってしまうと、それこそ中心がなくなってしまう。逆にいうと、構想にはなるべく具体的なことを書かないということです。具体的なところで修正がきくように。精神論ば

かり書いてあるのは、そういう意味もあるのですが、この大前提自体がまずいとなれば、当然、構想を直す。皆さんの協議会で構想をつくりますから、協議会で構想を変えようということになれば、それは変えざるを得ない。そのように解釈していただければ、この問題は解決するかと思います。

【荒尾委員】

今の意見に加えて、やはりこの地域で行われているかつての環境整備に関することについても、検討と評価を加えていただきたいと思います。

【前田会長】

今の話ですが、どうやっていくかの検討の際には、今、こんなものができているとか、そういうことを踏まえるか、踏まえないかの議論も、当然、これから先出てくると思います。それについては一つずつ考えなければいけないのですが、今あるものは前提としてみんなの目という話になるのかどうか、事務局の方でコメントをお願いします。

【事務局（奥秋副所長）】

まず1点目ですが、沼澤委員の先ほどのご意見で、構想案（素案）のiiページに自然再生の基本的な考え方として、これは自然再生法の中で自然再生基本方針を定めるという、全体にかかっている基本方針ですが、今回の田村・沖宿・戸崎の当該地区に、その中で特に留意すべき事項として4点ほど抜き出している。その3点目、順応的な方法による自然再生のところ、事業の実施においては自然環境に関する十分な調査を事前に行い、事業着手後もモニタリングをしてということで、当該地区においてもこのような考え方で実施していくことを、構想の最初でうたっているとご理解いただけるかと思います。

【前田会長】

それから、今ある消波工など、それはあるものだから動かすなという話なのか、それとも場合によってはいろいろ動くこともあり得るのか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

この田村・沖宿・戸崎地区の自然再生事業の区域に入っている消波施設等も含め、これからどうしていくかという議論の対象になってくると理解しています。

【前田会長】

したがって、議論の対象になり得るということです。他に。

【山根委員】

順応的管理ということについて、概念規定がまだ不十分で説明が必要ではないかというアンケートを出しました。そのアンケートの結果は採用ということで、最後の12ページに、文字としては、「フィードバックする」という、フィードバックするということを順応的という、非常に大事な概念だということをつけていただいた。これが採用という内容かなと思ったのですが、その確認をしたいと思います。

それから、フロー図の中に前に送られてきた原案の段階では、協議会で情報を共有という、外側にその語句があったので、では、その下に順応的管理も大事な概念ですから書いたらどうかと意見を出したのですが、これは書かない、両方とも取り去るという図になっております。これは、上の文言の中にそのことが書かれているので、図面としてはすっきりさせたと解釈し、その後、何回かのやりとりで具体的な計画の中でこの概念とか実際の方法を十分に検討、議論していくということでしたから、それは後の問題の中で取り組んでいく、こう解釈してよいのかということです。

【前田会長】

私にいわせれば、国交省も順応的ということがわかっているか、わかってないかは、なかなか難しいところがあり、何をもちて順応的とするかは大いに議論の余地があります。したがって、これは広辞苑に書いてあるというものを決めても、具体的には意味がないので、仕事を進めていく上で、一つ一つ論議を重ねていくしかない問題だということで、ここでは割愛したという事務局の扱いです。それがわかっているならば、無理に書かなくてもいいと思います。

【山根委員】

はい。

【前田会長】

それで、ご了解いただければ、この件はこれから論議するというのも確認したいと思います。

【植田委員】

一つ再確認ですが、先ほどの西廣委員の話によりますと、仮説がある事項をしっかりとチェックしないといけないという話だった。それで、11 ページ。私が最大の関心を持っているのは、役割分担がどんな取り決めになって、どのように落ちてくるかということです。この環境モニタリングのところ、この原案では国土交通省のところだけ○があり、下の4つは担当が外れている形になっていますね。それなりの理由があるのですが、今回の論議は、これを○、○、○と4つ付けた形で議論の大筋はやっていいのですか。

【前田会長】

環境モニタリングだけを見ますと、11 ページの表を見ると、○がないのは下の行政4つですね。これは、担当、仕事ではないので外れているだけです。したがって、「おら、知らねえ」と土浦市やかすみがうら市がいうということではなく、その仲をもつのは国交省ですよ。これは仕事上、やらなければいけないよ。あと、団体、個人、専門家の委員はその委員としての立場で参画する。しかし、行政は、それぞれ決められた仕事とエリアの守備範囲がありますから、その中から外れる部分は、無理にやれとはいわないということです。それで整理されていると思います。

【植田委員】

そのような大きなシステム分担や慣行上の区分からいうと、今の形でモニタリングは理解して論議しているという理解でいいのですね。要するに、○をつけてはアンバランスになるという理解でいいですね。

【前田会長】

はい。

【植田委員】

はい、わかりました。

【前田会長】

もし、とりわけこれが不都合だという意見がなければ、この赤を取る方向で、ただし、先ほど、多少の修正がありました。事務局、ここをどうしますか。

【事務局（奥秋副所長）】

高村委員のご指摘の、従前の「現状では、湖岸の自然環境は大きく損なわれている」という文章を残す。先ほど、一枚ペーパーで配りました協議会についてのところの「また、人と湖との関係も薄れてきている」の次に、前のホワイトボードにありますように、「このような状況において、霞ヶ浦湾奥部の湖岸でも自然環境は大きく損なわれている。このため」ということでつなげたらいかかかと、最初の高村委員の発言に対し事務局の対応案を示しております。

【堀越委員】

きょうの日付で、この赤を取るのですね。

【前田会長】

それは、これからの相談です。

【堀越委員】

取りたいということですよ。とすると、この設置要綱は、平成16年10月31日からで、かすみがうら市は、まだ霞ヶ浦町となっていますね。もし赤を取るのであれば、この要綱も、当然、直していくのですね。

5ページが一番下で、「土浦市及び霞ヶ浦町」となっており、一番最後に「16年10月31日」。もし、協議会で、この「案」を消しましょうということであれば、同時にこの要綱も変更する必要があると思います。

【前田会長】

設置要綱は既に生きているので、これを訂正しなければいけない。

【事務局】

8ページの附則のところ、日付の訂正というか、変更部分ですね。

【前田会長】

要綱の改正を次に提案して、これはすぐ拍手で終わるので、日付をこの後ろに入れるという、その手続があります。

【堀越委員】

今日、やりましょう。

【前田会長】

そうですね。「霞ヶ浦町の職員」という記述が、5ページが一番下、第3章第6条の第4項にあります。ほかにもあるかもしれませんが。

ここで、「土浦市及び霞ヶ浦町の職員」というものを「かすみがうら市」と仮名で書いて、これに直します。これと8ページ、附則に、この要綱は、平成17年10月2日、今日付から施行する、と入れるという設置要綱の改正。今、堀越委員から提案されて、直ちに審議し、これを直ちに改訂した、という手続を踏んだことにさせていただいてよろしいでしょうか。

反対がないので、事務局、そのようにお願いします。

ということで、大方反対がなければ、これを概ね了承する。で、次回、修正したものをそれまでに皆さんがもらって、そこで、手続上、これを承認して頂くことになるかもしれない。そのような手続を踏みたいと思いますが、事務局、困りますか。

【事務局（平野課長）】

それで結構でございます。

【前田会長】

では、本日はこの要綱の素案の「案」という字を取ることに概ね了承して頂いた。しかし、全部の文章を並べて、全体として検討する機会をまだ与えられていないので、次回までにそのような機会を事務局が与える。それを見た上で、非常に大きな問題がなければ、これを了承していただく、という手続を次回の冒頭に行うということで、今日のところは閉めたいと思います。

この件はこのあたりにして、事務局、その後をお願いします。

4. 今後の進め方

【事務局（平野課長）】

それでは、次回の予定ですが、資料－２の６ページです。

次回の第８回協議会ですが、１１月２７日、日曜日を予定しております。

内容、進め方ですが、具体的に、今後、実施計画策定に移行するわけですが、まず当該地区の基本情報、基本資料を、今後、事務局の方でどういった基盤整備ができるのか、それから、その際の課題はどういったことなのかを整理して、それを示して意見交換をさせていただきたいと考えております。

5. 現地見学

【事務局（平野課長）】

続きまして、本日のこれからのスケジュールです。冒頭で現地見学ルート図をお配りしております。この後、バスを用意しておりますので、皆様にはバスに乗っていただきます。まず田村地区の方にバスで行きまして、黒く太い線で塗ってある部分につきましては、徒歩で見学、現地調査をさせていただきたいと思っております。それで、最終的に霞ヶ浦環境科学センターの方に戻りますので、そこで解散と考えております。

(了)